

議員（中野 一郎）

7番 中野一郎でございます。皆さんお早うございます。

よろしく申し上げます。

始める前に、画像の確認をさせていただきます。大丈夫なようなので、始めさせていただきます。

次の3点について質問致します。まず1点目は薬物乱用防止に向けた取組について、2点目が業務効率向上とペーパーレス化の実現について。3点目が自転車損害保険等の100%加入及び自転車乗車用ヘルメットの着用について。以上3点について質問させていただきます。

まず、1点目が薬物乱用防止に向けた取組についてです。

薬物、いわゆる脱法ドラッグの乱用防止に向けた取組についてお伺いします。

薬物乱用とは、社会のルールから外れた方法や目的で薬物を使用することを言います。

覚せい剤、大麻などの違法薬物は、たとえ1回だけの使用でも乱用になり、同時に犯罪になります。また、薬局などで買う医薬品は病気や傷の治療に使いますが、本来の目的ではない使い方、遊び目的の使用や処方箋を超え大量に服用するなどの行為は目的の逸脱であり、これも薬物乱用になります。覚せい剤、大麻などの違法な薬物は乱用すると依存症を引き起こし、精神障害を発症させます。一度ダメージを受けた脳は、決して元の状態には戻りません。また、薬物乱用の悪影響は脳や内臓にも広く現れます。さらに薬物乱用は、乱用する薬物を手に入れるための窃盗、売春、殺人などの犯罪を誘発し、家庭崩壊や社会秩序の破壊などを招く要因にもなります。

厚生労働省は、平成24年に合法ハーブ等と称して販売されている薬物に関する当面の薬物乱用防止対策を策定し、薬物乱用防止教室や薬の専門家による広報啓発を推進するとしています。

脱法ドラッグは、合法ハーブやアロマ等と称して簡単に入手することができますが、その作用は重大なものがあり、錯乱状態となって事故を起こしたり、怪我をしたり、死亡に至った事例も報道されています。

その使用者は成人のみならず、大学生、中高生にも広がっています。

関係機関とも連携した、特にこれからの社会を担う青少年に対する啓発強化と薬物教育の徹底が必要だと思えます。

私の地元の南嶋（加茂神社）でも夏休みなどに、若者（未成年）が大勢集まりお酒を飲んだりするところの確認され、その後にはタバコの吸い殻やビールの空き缶が散乱し、シンナーの空き缶があったこともあります。

文部科学省が発表している「薬物乱用防止教室推進マニュアル」には、府県教育委員会の具体的な取組事例が紹介されていますが、多度津町においては、これまでど

のようなことを実施されてきたか、また、今後どのような対策を考えているか次の4点についてお伺いします。

まず1点目、薬物違反（香川県・丸亀署管内）の件数等についてお伺いします。また、多度津町内で検挙された人はいますかお伺いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

お早うございます。

中野議員の薬物違反の実績のご質問に答弁をさせていただきます。

令和4年度の薬物犯罪につきましては、薬物別に申し上げますと、大麻事犯の検挙件数が県内で64件、検挙者52名、うち丸亀署管内では19件、20名で、このうち6名が20歳未満でございます。

次に、覚醒剤事犯では県内で46件、31名、うち丸亀署管内では6件、7名です。20歳未満の覚醒剤事犯での県内の検挙者はおりませんが、全国的には年々増加傾向にあります。

議員ご質問の多度津町内での検挙者数につきましては、公表されておられません。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に薬物乱用防止啓発活動として、今までどのようなことを実施されていきましたかお伺いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

中野議員の薬物乱用防止啓発活動は、どのようなことを実施したかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきましては、県内で実施される年間4回のキャンペーン活動に合わせ、庁舎及び健康センターでのポスター掲示や各種チラシを配布しております。

毎年4月から6月の不正大麻・けし撲滅運動期間中には、啓発ポスター掲示のほか、希望者には、厚生労働省が作成した小冊子「大麻・けしの見分け方」を配布しております。過去には民生委員・児童委員の皆様にも配布致しました。

また、本町では4名の方が香川県麻薬・覚醒剤・シンナー対策推進員に選出されており、町少年育成センター及び健康福祉課職員とともに、毎年11月に薬物乱用防止啓発に関する研修会に参加し、啓発活動の充実を図っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に麻薬の原料となる「けし」は大麻取締法で、特別に厚生労働大臣の許可を受けなければ、持つことも栽培することも禁止されていますが、最近、農作業をしていて、「けし」の花が自生しているのを見かけるようになりました。耕作放棄地の増加とも関係しているのかも知れませんが、これが「けし」の花で、この紫色の「けし」の花が麻薬原料になる「けし」の花です。オレンジ色の「けし」の花をよく見

かけますけれども、オレンジ色の「けし」の花は、麻薬性がないと言われてます。麻薬の原料になるのは、この紫色の方の「けし」の花が、麻薬の原料になる「けし」、これもよく見かけます。それからこれは5月12日の四国新聞の記事なんですけれども、大麻摘発の県内の22年のデータなんですけど、10代で過去5年で最多ということで、取引は、SNS主流、安さも背景ということで、若い方もSNSを利用して、大麻を購入して摘発され、件数が増えているっていうのが四国新聞にも掲載されておりました。そういう中で、この「けし」の花を発見した場合の対応の方法として、どうするのがよいのかお伺いします。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

中野議員の「けし」の花を発見した場合の対応はについてのご質問に答弁をさせていただきます。

「けし」の仲間の一部には法律でその栽培が禁止されている種類があり、発見した場合は、中讃保健所または県薬務課に通報して頂くこととなっておりますが、窓口として健康福祉課でも対応しております。

「けし」の花の開花時期が4月から6月であることから、毎年4月中旬頃から自生する「けし」を発見したとの通報が寄せられております。

通報があった場合には担当者が現地確認し、数本から数十本であれば、即座に抜去を行い、焼却しておりますが、それ以上の数の「けし」が群生しているようであれば、中讃保健所に連絡し、抜去を依頼しております。

因みに令和4年度に本町職員が抜去した本数は約1,000株、今年度は5月末時点ですでに1,600株を超えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に薬物乱用対策として、保健所が薬物標本、薬物の模型とかパネル、DVDなどの貸し出しを行っていますが、多度津中学校では、薬物乱用防止教育の推進をどのように行っているかお伺いします。

教育長（三木 信行）

お早うございます。

中野議員の多度津中学校では薬物乱用防止教育の推進をどのように行っているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

中学校学習指導要領解説「保健体育編」の中には、生活行動と健康に関する内容として薬物乱用を取り上げ、これらと健康との関係を理解出来るようにすることと書かれています。

多度津中学校では、2年生の保健体育科の授業において、覚せい剤や大麻を取り上げながら、薬物防止に関する学習を行い、摂取による心身への様々な影響や個人の心理状態や人間関係、社会環境などの要因に対する適切な対処等について学んでおります。本年度も2年生の授業を実施予定です。

また、授業以外でも、これまで県教委等から指導者を招いて「薬物乱用防止教室」を実施してきました。令和4年度は、7月に代表クラス1クラスが多度津交番所長より直接、講話を頂き、その映像をオンラインで全校クラスに配信し、各クラスでの指導を通して薬物乱用防止に関する理解を深めました。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございました。今、本当に薬物というのは簡単に手に入る状況にあります。家庭崩壊とか社会秩序の破壊を招かないように今後も薬物乱用の防止の啓蒙活動の方をよろしくお願い致します。

次に2つ目の質問に入らせて頂きます。業務効率向上とペーパレス化の実現についてです。

資料などを紙に印刷して活用・保存することはこれまで当然の行為でした。しかし、事務が多岐にわたるようになり、紙の使用量は増えるばかりではないでしょうか。保存のための場所が必要となり、また、探す場所も保存場所を記録しておかないと大変な手間となります。

一部の自治体でペーパレス化を実施しているのは周知のことと思います。書類を電子化することで紙の使用量、購入量を減らすことができ、印刷しないことからプリンターの利用料削減も可能になります。また、資料の製本に係る職員の方の負担、差し替えがあっても電子化されているなら紙と比べると格段に差し替えの作業時間は短く出来ると思います。

また、ペーパレス化が出来るならリモートワーク導入のハードルも低くなり、働き方改革や多様な人材確保環境問題への貢献も可能になるのかも知れません。

しかし、成功事例ばかりみても導入に成功するとは限りません。端末の費用、電子化された書類の保存にかかる費用、事前のサーバーか保存サービスかなど検討すると、現状のままが最小の費用ということもあり得ない訳ではありません。

しかし、効率化や費用逡減が見込める可能性があるのならば、検討しないという手はありません。

コロナ禍によってリモートワークが普及して、企業では業務のペーパレス化が急速に進んでいます。その一方、紙文化が根強く残る自治体では、ペーパレス化はあまり進んでいないようです。しかし、紙文化の自治体こそペーパレス化による業務効率化とコスト削減のメリットは多くなります。

自治体における様々な申請書類を住民から受け取る窓口業務でも、職員は紙を見ながらデータを打ち込むため、作業に時間がかかり、打ち間違いのリスクも高まります。住民側も複数の書類に何度も住所や氏名を記入しなければいけないことで申請に時間がかかり、窓口が混雑するといったことにも繋がります。

政府も現在、「行政のデジタル化の徹底」「政府ネットワーク環境の再構築」に取

り組む方針を示しています。こうした国の構想が進むと、必然的にペーパーレス化が進み、自治体もそれに対応することが求められます。今のうちから計画的に進めることが重要と言えます。

次に電子決裁についてです。電子決裁とは紙の帳票を用いた申請・承認・許可・決裁などの流れを電子化する技術を指します。ペーパーレス化による紙資源の削減や電子化によるスピーディな決裁が出来るようになることから、公的機関や民間企業においても導入や普及が進みつつある技術です。実際にデジタル庁の創設に伴い、地方自治体においても加速度的にデジタル・トランスフォーメーションの推進が行われ始めました。まだまだスピードは早いとは言えませんが、実務や現場で対応しやすい環境を整えば、規模によらず急速に普及する可能性は非常に高いと言えます。電子決裁が必要とされる背景にはデジタル・トランスフォーメーションの推進や働き方改革、そして生産性の向上が挙げられます。いわゆる一昔前のアナログかつ非効率的なやり方から脱却することでもあり、電子決裁が進めば決裁に要していた時間的なコストや無駄が削減されたり、オンラインで申請や承認が出来るようになることで時間や場所を問わずスムーズなやり取りが可能となります。

労働人口の減少が進みつつあり、現役世代の引退が進めば進むほど、業界や業種を問わず人材不足、人員不足による影響が深刻化します。そのため、紙の帳票による業務の遅延や作業の停滞など、電子化すれば解決出来る問題はどんどん解決しなければならぬことから、電子決裁やオンラインによる申請が必要とされています。

そこで、次の4点についてお伺いします。

まず1点目として今までに行ったペーパーレス化の取組の成果についてお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の今までに行ったペーパーレス化の取組の成果についてのご質問に答弁をさせていただきます。

旧庁舎ではタイムカードにより、職員の出退勤を管理しておりましたが、新庁舎になってからはICカードを用いて電子システムによる出退勤の管理をしております。

また、時間外勤務の申請や休暇の申請等も、過去には紙ベースで申請を行っておりましたが、システムを使って申請出来るようになっており、少量ではありますが、ペーパーレス化に繋がっております。

町議会の議案につきましても、これまで印刷されたものとタブレットを併用しておりましたが、今年から課長級職員には、印刷したものを配布せず、必要に応じて印刷することとしており、ペーパーレス化に繋がっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に2つ目ですけれども、令和3年9月議会の私の一般質問「新庁舎ホール棟のWi-Fi環境整備についての質問」に対して、町長は「地域交流センターについては全域をエリアとして整備します。新庁舎側の公衆無線LAN整備につきましては、今後、他の補助メニュー活用なども視野に入れながら、他の行政ネットワークとの整合性も図りながら、出来る限り効率的に整備を進めていきたいと考えております。あと長いので中間を略します。今後も新庁舎全体のWi-Fi環境整備につきまして、関係課とともに検討を行ってまいりたいと考えております。」と答弁されております。その後のWi-Fi環境の整備状況と職員のWi-Fi対応パソコンの整備状況、それによる会議等のペーパーレス化について町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の「その後のWi-Fi環境の整備状況と職員のWi-Fi対応パソコンの整備状況、それによる会議等のペーパーレス化について」のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、その後のWi-Fi環境の整備状況につきましては、新庁舎建設当初は、賑わい創出や交流の拠点施設としての機能強化等を目的として新庁舎全体にWi-Fi環境を整備することとしておりましたが、住民の皆様には賑わい創出や交流の拠点施設として、利用して頂くのは、地域交流センターのホールやルームであり、新庁舎側に来庁される方の多くは窓口に行き来され、滞在時間が短いことから、新庁舎側の住民の皆様にも利用して頂く事が出来るWi-Fi環境の整備は、セキュリティ対策や費用対効果なども鑑みて、現在のところ、導入予定はございません。

次に職員のWi-Fi対応パソコンの整備状況につきましては、本庁に整備しているネットワークは、セキュリティ性を高めるため、総務省のガイドラインに基づき、主に3種類に分けて運営しております。

1つ目が、職員が業務で主に使用している「L2WAN接続系」です。

2つ目が、各課に数台設置し、インターネットを活用した情報収集やホームページの管理などに使用している「インターネット接続系」です。

3つ目が、主に1階の部署で使用している住民基本台帳や税などの個人情報扱う「マイナンバー利用事務系」です。

そのうち、比較的重要な情報を扱わない「インターネット接続系」のネットワークにつきましては、令和4年度に業務用にWi-Fi環境を整備し、令和5年度より無線での接続を可能にしております。

この「インターネット接続系」につきましては、公衆無線LANとは異なり、行政用のネットワークであるため、一般公開しておらず、外部からの接続は制限しており、決められたパソコンのみ使用可能となっております。

コロナ禍以降、ウェブ会議が増えており、ウェブ会議用のパソコンは「インターネット系の接続」であるため、庁舎内であれば場所を問わずウェブ会議が可能であり、

利便性が向上しております。

また、「マイナンバー利用事務系」は総務省のガイドラインにより無線化は不可とされており、職員が業務で主に使用しております「L G W A N 接続系」につきましても個人情報や機密情報等を取り扱うため、セキュリティ上の問題から現在のところ、Wi-Fi による無線化の導入予定はございません。

Wi-Fi 環境の整備による会議等のペーパーレス化につきましては、庁舎内で会議を行う際に各課に配布しているタブレットや「インターネット接続系」のパソコンを有効利用することで資料等を印刷することなく、パソコンの画面を見ながら会議を行い、ペーパーレス化に繋がるよう検討を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。有難うございます。次に3つ目ですけれども現在使用しているタブレット端末について、Wi-Fi モデルのタブレットにすれば、通信費が不要となり、経費が削減されると思いますが、検討出来ますかお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員のタブレット端末のWi-Fi 化についてのご質問に答弁をさせていただきます。現在、本町で使用しているタブレットは、全て単独でインターネットに接続していますが、中野議員のご指摘のとおり、単独でインターネットに接続するのではなく、Wi-Fi を利用してインターネットに接続すれば、通信費が不要となり、経費の削減に繋がります。しかし、庁舎内でWi-Fi 環境を整備しております行政用ネットワークに接続すれば、情報セキュリティポリシー上、タブレットを庁舎外へ持ち出しすることが出来なくなりますので、タブレットの使用方法について制限が掛かることとなります。

また、タブレットは主に議会で使用しており、機密情報等を取り扱うため、セキュリティ対策の面から、公衆無線LANを利用したインターネットへの接続は出来ません。現在のタブレット単独でインターネットへ接続する方法であれば、機密文書である議員の皆様への文書の配布や緊急連絡時の詳細な報告等も早急に行うことが出来る等、有効活用することも出来るため、今後、タブレットの使用方法も含めて、議会を含む全体で協議を行う必要があると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。有難うございます。この2番目の質問の最後の質問ですけれども、先ほど私の説明のところ、電子決裁の話をしたんですけれどもこの電子決裁の導入についてどう考えるか課題も含めてお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員の電子決裁の導入についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、中讃広域行政事務組合を通じて丸亀市・善通寺市・まんのう町・琴平町・多度津町の2市3町で使用しているシステムで、収入や支出の事務を行う財務会計の管理や職員の出退勤等を管理しているアイピーナレッジというシステムがあります。

当該システムには電子決裁の項目がありますが、導入にはカスタマイズが必要なため、電子決裁が、どの業務まで導入可能なのか費用を含め、関係課及び中讃広域行政事務組合と現在、協議しております。

電子決裁導入の課題と致しましては、2市3町で中讃広域行政事務組合を通じて同じシステムを使用しているため、本町が単独で電子決裁を導入すれば、費用が高額となる等、単独での電子決裁導入は難しいため、他の市町と足並みを揃える必要があります。今後は、業務の簡略化や初期費用、ランニングコスト等の経費等を考慮しながら、2市3町と中讃広域行政事務組合で、電子決裁の導入について、検討してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございました。この業務効率向上とかペーパーレス化は非常に難しい問題、色々あると思うんですけども、出来ることから前向きに取り組んで頂ければと思います。よろしくお願ひします。

それでは最後の質問、3番目の質問ですけれども、自転車損害保険等の100%加入及び自転車乗車用ヘルメットの着用についてお伺ひします。

まず、自転車損害保険等の100%加入についてですけれども、香川県では香川県自転車の安全利用に関する条例により令和4年4月1日から自転車損害保険等への加入が義務化されました。

内容については、次のとおりで、条例の第12条に自転車損害保険等への加入「第1項 自転車利用者は、自転車損害保険等に加入しなければならない。第2項 保護者は、その監護に係る未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に加入しなければならない。」というような条例内の記載があります。

自転車損害保険等とは次の7つの保険のことを意味するんですけども、例えば自転車利用者向け保険とかT Sマーク付帯保険、他の保険の特約、これは個人賠償責任補償特約等ですけども、団体保険、共済、クレジットカードの付帯保険、施設賠償責任保険、こういうようなことが直接、自転車保険という名前は使わなくとも同じような保険の内容で入ることが出来ます。

そこで、通学用自転車の自転車損害保険等の全自転車加入に向けた取組について次の4点についてお伺ひします。

まず1点目、本町の小学校児童の自転車保有と家族の自転車を運転している人の数、また、本町の中学校の自転車通学生徒は何人かお伺ひします。



教育長（三木 信行）

中野議員の本町の小学校児童の自転車保有と家族の自転車を運転している人の数、また、本町の中学校の自転車通学生徒は何人かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

小学校児童における自転車の保有については、具体的な調査は実施しておりませんが、各小学校においては第3学年時と第6学年時に各地区の交通安全を守る会の指導のもと自転車教室を実施しており、その際、3年生では少数の児童を除いて、6年生ではほぼ全員の児童が家庭より自転車を持って来ているところから、中学年以上の自転車の保有率は100%に近いと考えています。

なお、家族の自転車を運転している児童の数については、把握しておりません。

また、本町の中学校の自転車通学生徒は、在校生徒512名中396名です。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に本町の中学校における自転車保険加入推進活動についてお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の本町の中学校における自転車保険加入推進活動についてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、中学校において自転車保険加入のために香川県PTA連絡協議会から送付された「香川県小・中学校総合保障制度」の加入申込書類を第2学年及び第3学年は3学期に、第1学年については入学説明会または入学式の折に保護者宛に配布しています。

また、全校集会やPTA総会等の際には、保険加入の大切さも含めて自転車運転時の安全指導や啓発を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

本町の中学校の自転車通学者の自転車損害保険等の加入者は何人か、何台か、お伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の本町の中学校の自転車通学者の自転車損害保険等の加入者は何台、何人かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

中学校において各家庭の自転車損害保険等の加入状況の調査を実施していないため、加入者数等については把握出来ておりません。

今後、警察等の連携を通して、実態調査の必要性、可能かどうかも含めた方法等について検討したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

この自転車保険の加入条例を受けての本町の自転車損害保険等の加入促進に向けてのこれからの取組や支援策について教育長にお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の条例を受けて本町の自転車損害保険等の加入促進に向けての今後の取組や支援策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

教育委員会と致しましては、先程、答弁しました中学校等での指導や啓発についての効果的な事例の情報提供を行うとともに、年度初めや自転車教室、交通安全週間等の機会を通じて、保護者に対し自転車損害保険加入案内も含めた交通安全に関する啓発資料を配布してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。次に自転車乗車用ヘルメットの着用についてお伺いします。自転車は、通常車道を走ることになっています。車道走行の場合はもちろん、歩道走行が可能な場合でも、現在は車や人が多いため危険性は、私たちの子どもの時代とは比較にはなりません。また自転車乗車時のヘルメット着用は大人を含め、努力義務となっております。今年の4月から努力義務で実施という風になっています。で、令和5年3月の多度津町の広報にも自転車乗車用ヘルメット着用の記事が掲載されていました。万が一自転車が事故に遭った場合、ヘルメットの有無は生死に直結する問題です。ヘルメット着用を小・中学生はもちろんのこと、大人にも促す必要があります。公益財団法人交通事故総合分析センターの交通事故分析レポートによりますと、ヘルメットを非着用の場合、死亡率が2.30%、正しいヘルメットを着用していた場合は、0.57%に下がります。リスクは4分の1以下になると報告されています。私も幼稚園の頃に自転車に轢かれました。私に怪我はありませんでしたが、自転車を運転していたおぼさんが、私にぶつかった反動で自転車ごと川に転落しました。幸い怪我は軽症で我が家で治療してあげました。そのように自転車の事故の可能性は非常に高いのです。そしてヘルメットを購入するに当たり、補助金を出している自治体もあります。小・中学生や高齢者が対象ですが、多くの方が自転車でのヘルメットの着用は慣れていないので、このような補助金は有効なものと考えます。

そこでヘルメットの着用について次の3点についてお伺いします。

まず1点目、大人も含めた自転車乗車の際のヘルメット着用の啓発活動の本町での今までの展開、取組についてお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の大人も含めた自転車乗車の際のヘルメット着用の啓発活動の本町での展開についてのご質問に答弁をさせていただきます。

国内における過去の自転車事故は、車や路面で頭部を強打し致命傷となった事例が多く、警察庁の統計では過去5年間の自転車事故の死亡者のうち、約6割の方が頭部に致命傷を負っていたとの調査結果を発表しております。

そのような経緯から交通事故による被害の軽減を図るため、道路交通法が改正され、

令和5年4月から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。本町におきましてもヘルメットの着用は重要であると考えており、昨年度、広報誌への掲載やデジタルサイネージによる啓発、パンフレットの配布などにより住民に周知するとともに丸亀警察署や多度津町交通安全対策協議会など様々な団体と連携し、交通安全教室や街頭キャンペーンにおいて、啓発活動に努めております。今後におきましても、交通事故被害の軽減を図るため、普及啓発に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

教育長（三木 信行）

中野議員のヘルメット着用の啓発活動の本町での展開についてのご質問に答弁をさせていただきます。

小・中学校における啓発活動としては、学校内においてポスターを掲示するとともに年度初めの時期や交通安全週間の機会を捉えて保護者に対し、啓発資料を配布し啓発を行っております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に小学生のヘルメット着用についてどう進めるか、教育長にお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員の小学生のヘルメット着用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となっており、万が一、自転車が事故にあった場合、ヘルメットの有無は生死に関わる場合がございます。

小学校第3学年時及び第6学年時に行われる自転車教室では、ヘルメットを被って行い、交通安全を守る会の指導員からヘルメットの重要性についての講話を頂いております。

また、学校内においてポスターを掲示するとともに年度初めの時期や交通安全週間の機会を捉えて保護者に対し、啓発資料を配布し周知を行っております。

引き続き、ヘルメット着用について、児童本人と保護者に対して啓発を進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

この質問の最後ですけれども、大人も含めた全ての方のヘルメット着用についてどう進めていくか、また、ヘルメット購入の補助、特に子どもや高齢者も含めて町長にお伺いします

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の大人も含めたすべての人のヘルメット着用についてどう進めるか、ヘルメット購入の補助についてのご質問に答弁をさせていただきます。

国内では交通事故による死亡事故は減少傾向にあるものの、死傷者数は依然とし

て高い水準にあり、これらを改善するために様々な交通安全対策が全国的に実施されております。

本町におきましても自転車利用者に対する具体的な交通事故の被害を軽減する対策として、ヘルメット定着化に向けた啓発活動等の取組が重要であると認識し、交通安全対策の一環として普及啓発に努めております。

今後の方針と致しましては、道路交通法の改正に伴い努力義務化されたことを踏まえ、丸亀警察署や多度津町交通安全対策協議会と連携を取りながら、ヘルメットの必要性についてさらに周知を図ることにより当事者の努力を促していきたいと考えております。

また、ヘルメット購入の補助につきましては、県内で中学生に対して助成している自治体がありますので、今後、検討を進めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

再質問ですけれども、総務課の泉課長が自転車通勤やと思うんですよ。それで、役場の職員の方で自転車通勤の方のヘルメット、どれ位、被ってきよるかっていうのをもし分かっていたら、分かる範囲でお願いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の再質問について答弁をさせていただきます。

私事です。庁舎が移転となり、通勤距離も非常に短くなったこともあり、天気がいい日は自転車で、雨の日は徒歩で通勤しております。もちろん、自転車に乗る際はヘルメットの着用はしております。また、私は多度津町役場の安全運転管理者になっておりますので、職員に対して交通安全に関することを指導する立場にあります。本年4月1日より全ての自転車利用者に対し、ヘルメット着用の努力義務が課されるということ職員に周知しております。特に3月以降、複数回、課長会でも周知し、お願いしてまいりました。現在、自転車通勤者は多い時で20名余りおりまして、私が見てる限りでは、ほとんどの職員がヘルメットを着用しているようです。ヘルメットの着用だけではありませんが、町民の皆様の手本となるように、今後も職員の交通安全に対する意識啓発に努めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。有難うございます。

自転車事故って本当に多いんですよ。だから、自転車保険の加入条例とかヘルメット着用の義務化がされているんだと思うんです。ですので、町が率先してそのような対策に取り組んで頂きますようによろしくお願いします。

以上で私の質問は終わります。有難うございました。